平成28年度世田谷区公契約適正化委員会(第3回) 会議録

- 1.会議名称 平成28年度世田谷区公契約適正化委員会(第3回)
- 2.担当課名 財務部経理課
- 3. 開催日時 平成28年7月4日(月)午前10時~12時
- 4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎2階入札室
- 5. 出席者

委員

中川会長、永山副会長、五十嵐委員、児玉委員、小部委員、竹内委員、田村委 員、豊田委員、三浦委員

事務局

本橋財務部長、梅田経理課長、鈴木契約係長、林田、小野塚、矢﨑、大野

- 6.会議の公開の可否 非公開
- 7.会議を非公開とする理由

会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。

(世田谷区情報公開条例第7条第6号口)

- 8.会議次第
 - 1. 開会
 - 2.議題
 - (1)答申に向けて
 - (2)その他
 - 3.閉会

平成28年7月4日

世田谷区公契約適正化委員会(第3回)

会長 まだ部長と課長が議会で二、三十分おくれて、後ほど来るということですけれども、委員さんのほうはおそろいですので、第3回の委員会を開催させていただきます。

本日は、答申に向けてどのような文案をつくっていくのかというところで、まだ文案作成のところまでは至っておりませんけれども、各委員さんのほうから、こういうような内容を盛り込んでもらいたいとか、こういうふうに考えたらどうなんだろうかということを御意見としていただいて、それらをもとに文案作成に入り、次回の委員会、28日の段階ではその案をまとめたいということは、28日以前に私のほうで、きょういただいた意見を取りまとめて、各委員さんに見ていただいて、それでこういうふうに直したらどうかというような御意見等もいただいて、それを28日の第4回の委員会にお諮りできたらと。それで28日の段階で、おおむねこういう内容で区長のほうに答申していいだろうというようなことが出てくれば、それをもって区長への答申という形にしていきたい。

それは委員会としての話なんですが、それと同時に、労働報酬専門部会、本日もこの午後開かれるということですが、その労働報酬専門部会のところでの議論ということも含めて出していくことができればと考えております。おおむね全体の進め方はそういう形でよろしいでしょうか。それで、後ほど御説明もあるかと思いますが、もう少し検討しようということであれば、8月に入っても第5回の委員会を開くということですが、7月28日の段階でおおむねいいだろうということであれば、8月の頭ぐらいに区長のほうに答申の報告ということができればと考えております。

そういう中で、本日は、各委員さんのほうから、こういった点を強調すべきではないかとか、もしくはそのことについてこういうふうな考え方もあるのではないだろうかとか、そういうようなことをいろいろといただいて、それらをもとに文案を作成させていただきたいというふうに考えております。そういうようなところでよろしいでしょうか。

それでは、部長、課長はまだお見えではございませんけれども、各委員さんのほうからそれぞれいろいろと御意見をいただいております。本日以前にもう各委員さんのほうに回っているものもございますし、そうでないものもあるかとは存じますが、順次進めていくことができればと思っております。

これの順番はどうしましょうか。

委員 全体のお名前がないものもあるので、どなたかがきょう配られたこれを……。

会長 資料に番号をつけましょうか。

委員 何かつけていただいてやっていただくと助かります。

会長 そうですね。何か順番のところで。

事務局 では、まずきょうお配りした資料につきまして確認を込めて説明させてください。

配付させていただいた一番上からいきますけれども、まず、クリップどめさせていただいた1枚目、次第というのがございます。1枚おめくりいただきますと、前回、 委員からいただいた御意見と、それに対する事務局からの回答、これが2枚ついております。

会長 そうしますと、これを にさせていただきます。

事務局 その後ろに、前回、 委員からいただいた御意見、それに対する 事務局からの回答案、こちらがまた2枚ついております。

会長 それが「世田谷区公契約適正化委員会・労働報酬専門部会の8月答申にむけて」、これが 委員からのもので、矢印がついているところが事務局からの話ということ、これを にさせてください。

事務局 このほか、そのあとの資料につきましては、本日までにいただきました各委員さんからの御意見、資料などがついておりまして、これも頭からいきますけれども、一番上が、まず 委員からいただいた資料でございまして、「2016年7月4日世田谷区適正化および専門部会」という記載があるものでございます。

会長 これですね。こういう状態のもの。

委員 2枚物ですね。

会長 2枚物です。これを とつけさせていただきます。

委員 それで、それに対する資料で、きょうお配りいただきました総行行第21号、国土入企第31号、平成26年2月7日となっている、こういう文書がございまして、「公共工事の円滑な施工確保について」という通達、これが私の関連する資料なので。

会長 そうしますと、今、国交省の土地・建設産業局長のほうから出ておりますこの資料、これを の1という形でつけさせていただければと思います。 では、続けてお願いします。

事務局 続きまして、表題「労働条件審査現状報告(世田谷支部用)」という 資料、続いて、次のページが労働条件審査実施自治体、平成28年6月現在とい うものでございまして、こちらが 委員から御提供いただいものでございま す。

会長 左がクリップどめになっているもの、「労働条件審査現状報告(世田谷支部用)」、これを ということで、これは 委員からのものでございます。

事務局 続きまして、ホッチキスどめ、3枚物でございまして、表題は「意見書」とあります。 委員よりいただいた御意見です。

会長 ホッチキスどめの意見書という、これを とさせていただきます。 事務局 続きまして、1枚物の意見書、 委員からいただいた資料でございます。

会長 委員からのもの、これを とさせていただきます。

事務局 それから、大きなクリップでとめてございます、枚数が10数枚あるかと思いますけれども、 委員からいただきました御意見でございます。

会長 クリップどめの「公契約適正化委員会答申および平成29年度労働報酬 下限額に対する意見」ということで、 委員からいただいたもの、これを とさせていただきます。

事務局 それから、最後に、表題が「答申内容に追記していただきたい内容」 という 1 枚物の資料が、 委員からいただいた御意見でございます。

会長 白い紙だと思いますが、追記していただきたい内容ということで、

委員からのもの、これを というふうにさせていただきます。

事務局 資料につきましては以上でございます。

会長 以上、扉を除いて8点の資料ということですが、よろしいでしょうか。 それでは、それぞれいただきました御意見につきまして、まずは簡単に説明 していただいて、それぞれの理解のそごというものがないようにまずはしたい と思いますので、それでは、この順番で進めさせていただいてよろしいでしょ うか。

それでは、まず最初に、委員のほうからよろしくお願いいたします。

委員 前回、質問については説明させてもらったので、今答えが……。

会長 答えなんかでまだちょっと気になるといいますか、そういった点も含めて。

委員 そうですね。私のほうは特に特化して委託契約のほうの下限額を決めるに当たっての質問を3点ほどさせてもらって、きょう、まだ部長も課長もいらっしゃらないのであれなんですけれども、メールでいただいて、もう翌日ぐらいまでになんて言われたんですが、私が見たのがその2日ぐらい過ぎた後で見たので、実は木曜日の夕方に見たので、もう答える間もなく、皆さんのほうに全部伝わっていたということで、答えについては到底納得がいく答えではない。具体的数字を少しでも出してもらいたいということで出したんですけれども、今までの通り一遍のことなので、特に1番ですね。

2番については数字でいただいたんですが、この後、また出そうかなと思っているんですけれども、できれば1人でも2人でも対象がいるのであれば、今どうなっているのかというのは確認をしておきたいなということです。2番については、有資格者の部分ですけれども、余りいないという御回答をいただいて、結果としては臨時雇用の金額を記載していただいているんですが、できれ

ばその対象になっている1人でも2人でもいれば、その金額を提示してもらえればななんていうところを改めて後で、これは部会なのか、ここなのかという議論がちょっとあって、実は紙を今出さなかったんですが、どっちなんだろう。ここで出しておいたほうがよければ配りますけれどもというところですね。

3番目については、考え方なので、これはしようがないかなと思っていまして、これでも1行目の終わりぐらいから「委員会及び本部会でのご意見を踏まえ」という言葉がしっかりと記載があるので、我々が決めたことを踏まえてということを言っていただいたので、納得はしていないですけれども、まあまあいいかなというところでの受けとめでございます。

会長 ありがとうございます。大きな点としては、 委員から前回のこの委員会でもありましたけれども、1つとして、労働報酬下限額の算出根拠としてその数値をわかりやすく出してください、その点がまだ不明確ですと。それから、2番目としては、この検討すべき対象契約先で働く有資格者等について、それぞれどの程度いるのかと。数字としては950円のところから、看護師、栄養士のところは1350円というあたりまで数字が出ているけれども、その人数みたいなもの、該当者はおおむねどの程度なのか少し明確にしてほしいというあたりですが、これにつきましては、後ほど、部長、課長が見えてから答えていただく。また、この内容については、労働報酬専門部会のところでも一応答えていただいて、その後、午後は部長、課長いるのかな。

事務局 います。

会長 いるよね。午後の部長、課長のところで、さらに御検討いただくということで、こちらのほうに見えた段階で再度、私のほうから部長、課長のほうに振っていきたいというふうに思っております。それでよろしいでしょうか。

委員からのお話について、ほかの委員から何か。後ほど、話としてはまだ出てくると思いますが、よろしいでしょうか。また戻っていただくのはいつでも全然構いませんので、よろしくお願いします。

それでは、の資料、委員からのお話、よろしくお願いします。

委員 これも前回お配りさせていただいたメモに対する回答をいただいたんですが、これも 委員と同じように、今まで議会等、また委員会等で御答弁をいただいている範囲内の御回答だったので、特段はないんです。その際にメールでも書いたんですが、要は下限額については、労働報酬専門部会でもう少し事業者の皆さんともお話しして、意見を調整してくれということでしょうし、ただ、運営については、もう少し適正化委員会の中でしっかり議論して、必要な事項についてはその答申の中にちゃんと記載していただくということで理解をしますというような回答をさせていただいたところです。

ただ、若干気になるのは、2ページ目の中段に御回答いただいているところ

でいきますと、こちらは関係部署を統括するような所管をつくってほしいということで意見を出しているんですが、引き続き庁内所管で調整を図って適正な運営をということで、それが可能なのかなということと、周知についても、関係書類を渡す際に、チラシのお渡しやホームページを活用して広く周知を図っておりますという、図っておりますということなので、本当に図られているのかな。チラシというのを僕は見たことがないので、この辺、もしきょう資料があれば御提示をいただければというふうに思っています。

あと、最後の入札制度改革についても、これも多分今まで議会等で御回答いただいている範囲内の御回答で、なかなか具体的なところは難しいようなことは課長さんもおっしゃっていたんですけれども、やはりここの部分を具体的にしていただかないと、その後の下限額をどうするという議論になかなか入っていかないというのが、この間の労働報酬専門部会の議論でもありますので、ここはぜひ具体的な提案をきょうでもしていただければというふうに思っています。

会長 最後のところで言うと、引き続いて制度改革を進めていく、そのことはわかるけれども、一歩でも現実に近づいていくように、もう少し具体的なものを明確に。

委員 そうですよね。何をやるというのが全然出てこない。今までやったという話しかいつも出てこないので。

会長 それで、それが1番目の黒丸のところから6項目記載してございますが、それらに対して全てというわけではないけれども、できるものからさらに 具体化ということを進めていく、その内容というものを、この委員会において ももっと議論しておく必要があるだろうというところです。

この最初のところは具体的に今、ことしということもありますし、来年度に向けてどういうような準備を考えているのかということも含めての話が前までのところであるかと思いますが、この中で言うと、最後の6項目に記載されているところで言うと、積算単価の問題であるとか、積算単価が若干おくれるよと。実勢のところに合わないというような話なんかもあるわけですが、そういったところでの適正な予定価格の設定という話が最初のところにあると。そういうものに対してどういうようなあり方があればいいのかということが1つあると思うんですが、ここら辺で何かありますか。

その積算単価というのが、これまでのお話のところで言うと、2カ月、3カ月ちょっとおくれてしまうというところもあって、その予定価格というのが果たして妥当なのか。ただ、そうなってくると、区で積算単価というもの、これは一律何割アップみたいな話になるのか、それとも独自の積算表を持つのはかなり難しいというふうにも思うんですが。

委員 具体的には、多分僕なんかの立場よりは、事業者の皆さんの今までの意見の中でも、単価もそうなんですけれども、その前のいわゆる歩掛の部分であったり、設計図書の問題であったり、そこのところから変えるべきだという御意見はかなり出ているので、多分その後に事業者の皆さんから出される意見のほうで。僕たちは、どちらかというと、そこの環境づくりをしていただかないと、労働報酬下限額の支払いは困難だという、どうしても話がそこに行ってしまうので、そこは正しい、適正と思われる金額での契約というものをぜひ実行していただきたい。どちらかというと、そういう概要的なお願いだけです。

会長 2つ目は、これはそれぞれ具体的にどこまでどう書くか、ダンピング防止、過度な競争の是正、発注時期の平準化については、それなりの文言が区としてもあるんだとは思いますし、この委員会として特にこれに関して何か言うところというのはございますか。特に言うというか、それをますます図ってくださいというようなちょっと抽象的な言い方になっちゃうんですが、それは可能かとは思うんですけれども。

委員 多分ダンピング防止だけではなくて、昨今の話ですと、例えば入札業者がいなければ、指名で相当数の業者を呼んで、無理やりとは言いませんけれども、入札をさせた結果、僕も結果はよく見ていますが、結果、不参とか、呼ばれた業者も参加しない、札を入れない。でも、落ちなくても、結局はそのままの予定価格でどこかの業者にやってもらうみたいな、前回も話題になっておりましたが、業者間ダンピングもありますけれども、どちらかというと、発注者側がどうしてもこの予算しかないから、何とか業者にやってくれみたいな話を聞くので、当然業者間もあると思います。あとはやっぱり他区と区内の業者さんとの関係というのもあると思います。だから、そこは僕というよりは、もう皆さんの御意見の中でやっていただければと思います。

委員 大体入札がある際に、希望者が10社に満たない工事というのは、そもそももうからない工事なんですね。ですので、希望者が10社に満たないということは、発注の概要を見て、これはだめだなと思うわけです。もう直感的にわかるわけですね。ですので、例えば同じような業種であるとか工種であるとか、そういうのが積み上がっている工事については、通常の歩掛だとそれはもうだめなんですね。絶対に希望は10社集まらないわけですから、やっぱり適正な入札というのは、10社以上の業者がこの工事をやりたいというふうに希望して、その中で適正な競争が行われるべきだと僕は思うんですけれども、そうなっていない工事については、やはり歩掛を間違えているか、何がしかを間違えているんです。だから、それについてはやはり適正な歩掛なりなんなりを、見積もり積算方式であるとか、1日の歩掛に掛け率を掛けて、0.8掛けするとか、0.7掛けする。東京都で

はもう既に、例えば1日に100平米で積算されているものが100平米できないような現場だと、直接工事費に80%掛けるわけですね。このような抽象的なことを書いていても一向に進んでいかない。ですので、その手の見積もり積算方式、日当たり施工量の掛け率、経費率を掛け算するとか、そういった具体的な策を講じないことには、最低労働報酬の下限額という話にはならないんじゃないかということを我々事業者は申しているんです。

会長 それは別の場でも。

委員 そうなんです。それで私が一番最後に書いたやつは、そのことについて具体的なことをやってもらいたいという内容について書いていますので、後で御説明したいと思います。

会長 世田谷のところで言うと、10社に満たないものというのは結構……。 委員 結構というかかなり、もう夏以降発注される工事についてはほとんど になっちゃうんじゃないかと思うんですね。

会長 ほとんどと言ったら怒られるでしょう。

委員 今、例えば任意指名でどんどん入ってきて、入札が公開になった段階では30社ぐらい入っているように見えていますけれども、実際に希望しているのは本当に10社に満ちていないわけですね。

会長 そうですね。

委員 そうなんです。ほとんどはそうなんです。ほとんどが任意指名で、不参でやめて辞退していくことでどんどんどんどんとさらに任意指名をふやしていって、30社ぐらい入札に参加しているようですけれども、実際に希望しているのは10社に満ちていないと思いますね。だから、10社満ちていないというのは、やはりやりたい業者が10社いない、やりたい工事じゃないということなんですね。それはやっぱり歩掛を間違えているか、これは工事としてやる意味がないというふうに事業者が思っているわけですね。だから、そこはやっぱりそのベースを改善していかないといけないんじゃないですか。

会長 その点はまた後ほどで、よくやる手が、10社に満たない。それで、6社ぐらいあるんだけれども、実際の札を入れてくるのは2社ぐらいになってしまう、それで不調になっちゃうと。

委員 そこで誰かがとれば、まあ、いいじゃないかというふうにしてずうっと来ているわけですね。そこで誰かがとればいいじゃないんですね。それは地元業者を育成していくのであれば、我々業者としては、やっぱり10社いたら、10社がちゃんと応札できる入札環境をつくっていってほしいんですね。

会長 だから、そういったときに、地域指定の範囲を広げていってというようなことではなくて、歩掛のところであるとか、そういったところをちゃんと考えた発注というようなこと、全部を隋契にして、その業者さんに泣いてよと

いう形ではなく。

委員 やっぱり予定価格が適正に、例えば直接工事費というのは、直接工事費の中で工事自体はお金はそこで終わらなきゃいけないんですね。その中で完全にお金が出っ張らずに工事をしたぐらいの中ではちゃんとやらなきゃいけないんですけれども、それを超過して経費率のほうで食っていかなきゃいけない工事になっちゃっているんですよ。だから、そういう工事を発注するという時点でやっぱり問題があるんじゃないかと思います。

会長 では、この点は、ほかになければ、また後ほど 委員からのお話に 戻る。

それから、3番目の区内に本店があるのと、区内に本店もしくは支店があれば、そこが受けることができるとなっているんだけれども、その本店と支店等の区別ということを何かしていくべきではないのかと。これは恐らく事業者側の話にも関係してくるかと思います。地域貢献、幾ら以上だ、総合設計ではなくて技術力評価。

委員 総合評価ですね。

会長 総合評価ですね。総合評価なんかのところで一部やっているんだけれども、その中の地域貢献というのは、地域防災組織に入っているとか幾つかのことがあるんだけれども、方法としてはそこら辺の見直しの話もあるのかな。それから、もう1つは本店と支店ということで、地域貢献云々かんぬんとは別個に見ていくことができないんだろうかというところ、これも後ほどございますかね。

委員 はい。

会長 それから、3番目は、元請のところから下請等々のところにちゃんと 支払われる金もそうですし、それから、保険等々なんかもそうなんですが、そ ういったところがちゃんと担保できるようなという意味に私自身はとっちゃっ たんですが、この使用率の向上というのは、区内に住んでいる労働者等々の割 合みたいなものも考えましょうというようなことになるのか。

委員 条例にも書かれているんですよね、区内事業者や……。

会長 ちゃんとやりましょうとありますね。

委員 雇用の機会を確保するということです。ただ、今現状では、制度上はそういう制度にはなっていないので、地域によっては、都内の自治体の中には総合評価の中に区内下請使用率を全体の20%以上、30%以上、区内調達を行うとか、そういうものについて一定の評価をしていくという制度を設けている自治体もあります。なので、当然元請が区内であれば、下請もできるだけ区内を使えるような環境整備をこの公契約条例のもとに一定検討していただきたいなというふうには思っております。ただし、全てというのは、もう現状としては

無理だということは十分承知していますので、できる限り使用率をどれぐらいの率にしたほうがいいかとか、どうやって評価をしていくかということはあるかと思います。

会長 そうですね。ここら辺も入札のいろいろな段階で、ほかの区なんかの状況を見ていますと、その区の業者さんじゃなくて、結構世田谷の業者さんが入っているというのもあると。それはそれぞれの工事の特徴みたいなものがどうしてもありますから、運動施設的なもので言うと、結構世田谷の業者さんが入ってきている。そちらのほうにもあるけれども、例えばそちらのほうの区でここら辺が上がってくると、逆に世田谷のほうの業者さんがそちらで活動できるというところも制限されちゃうかなと。それはほかの区で見ていたときのあれですから、これは世田谷という立場で見たときにどうあればいいのかということになるんだと思います。

その次は、先ほど来出てきているもので、この労働報酬下限額のところについてはどこら辺がいいかと。そのためのこれまでの前半のところもありますけれども、先ほどの委員からのお話のところもありますので、そういったところを踏まえての話ということかと思います。

一応この 、 、 委員、 委員のところは、前回、この委員会でも出していただいて、区から一応回答があったものということで、それ以外は前回の委員会には出ていないということでよろしいですよね。

そうしますと、前回の委員会にも資料として出ていたんですが、1つとしては、 委員のほうからの話で、全部で3つの大きな項目で話が出ていたと。その中で のところは下限額の数字で、いろいろと勘案してということはわかるんだけれども、その算出根拠についてもうちょっとわかりやすく具体的にというところが足りないので、そこら辺、ここの委員会のところでも追加で説明していただきたいという話と、それから、2番目のところで どう言えばいいんですかね。

委員 やりましょうか。

会長 そのほうが早いですね。

委員 では、済みません。

会長 それで、ここの適正化委員会での議論ということもありますし、この 後の労働報酬部会での議論ということもあるとは思うんだけれども、適正化委 員会として共通理解は一応しておきたいということで。

委員 そうですね。もうお答えはお答えであれなんですけれども、今お配りした資料の2のところが......。

会長 今お配りいただいたのは、とりあえず委員会としては の1というふうにつけさせてください。

委員 いいですか、そうですね、続きですものね、 の1。

1番目は基本的な考え方、委託契約の下限額を決める基本的な考え方を今回 も改めて記載したので、今回初提示になるかなと思うんですけれども、2番目 は、前回質問させてもらった1番だったり、3番にも入るのか、1番でもいい んだと思うんですが、その追加質問みたいな形になっています。

この委員会でお配りした意味合いというのは、前回中間答申、中間の答えの中で1093円、高卒初任給ということで時間換算したというので出させてもらったんですけれども、結果としては950円という金額になった。これはもう100円以上乖離しているというところもあって、とはいえ、前回質問の3番でも聞いているんですけれども、上げていく考え方はあるのかというふうに聞かせてもらったんですが、上げますとかというのは、その年々の情勢があって、多分区の皆さんのほうも気持ちはあっても、ここに上げるというふうに書けないですよね。

となると、我々がこれから下限額を決定していくのに当たって1093円、もしくは、今回出させてもらったのは1105円なんですけれども、今年度はこれで、今回1105円まで上がっているということになるんですけれども、前にもあった段階的に上げていくようにしようよというふうに、我々部会なり委員会で意見としてはつけられても、それはなかなか約束はできないとなると、やはり毎年毎年部会もしくは委員会の中で下限額を決定するに当たってある程度現実的的な決定するに参加をしていただいて、その下限額も、目標値は高卒初任給の1093円もしくは1105円とかという数字を提示させてもらうにしても、その年の決めるに当たっては具体的に可能な金額を提示すべきなのではないかと僕は思いるんですね。それを委員会の皆さんが、いやいや、そうじゃないんだといのであれば、私の言葉は撤回しますけれども、どうなんだろうかと。ここのことだけここで提示させてもらいたい。

それをするに当たっては、やはり区の財政状況とかある程度わかっていなければ、もしくはここで議論、要は財政状況で区はこのぐらいの金額をことしは考えているんだという議論が部会の中でされなければ、今言った、より設定可能な金額、要は対応可能な金額に、部会として提示をしていくのに近づけていくというか、議論をしていかないと決定していけないのかなというふうに思うので、この2番としてもう少し具体的に出してもらいたいというところでございます。

なおかつ、3番目には同じようなこと、前回の2番目のところに同じように答えてあるんですけれども、前回質問の2番目というのは、あくまでも対象者

が少ないということで、参考までにということで、臨時職員の実績状況を御報告いただいたということになると思うんですが、全くいないということではないと聞いていますので、この部門にこれだけいて、最低これだけ払っているというのはよりピンポイントになると思います。1人かもしれない、2人かもしれないけれども、やっぱり出してもらいたいなと。この先の議論において大変重要な内容なのかと思っています。ゼロならゼロというふうに出してもらいたいというふうに思います。まだそこまではっきりとは聞いていないので、ぜひお答えをよろしくお願いしたいと思いますし、この委員会ではその下限額を決定するプロセスに、部会の中、委員会の中で、区に入ってもらって議論すべきだと、より具体的な数字を決めていくべきだろうという考えがいいかどうか、多分皆さんには御提示になるのかなと思います。

会長 どちらから行きましょうか。1つは、前の2の人数的なところというのはゼロなのか、それなりにいるのか、もしくは今の 委員からのお話全体を受けて、また区のほうから少しお話しいただければと思うんですが。

事務局 それでは、私のほうから、 のほうの資料の2ですね。これは今お話にもありましたように、区の委託契約等においてということで、有資格者がどれくらい業務を行っているかということで、私どものほうで調べさせていただいております。これは仮に区がこういう職種の方を雇うときにお支払いする時間単価ということで、一般事務補助は950円、それから有資格者ということで、看護師ですと1350円、この表のとおりになっています。

人数の話ですよね。人数ですが、事務局、これは何人という何か資料がありますか。

事務局 この前のお話ですと、金額がどのぐらいかという話だったので、今回、この表を出させていただいております。

委員 これはあくまでも臨時職員ですよね。

事務局 臨時職員です。

委員 なので、対象者のところはほとんどいないというお答えをいただいている。ほとんどということは、1人でも2人でも対象者があるんだろうということで、委託契約が公契約条例の対象になっていて、今どういう状況になっているのか、そこはぜひ1人でもいいですから教えてもらいたいなというところにあるんですよ。

事務局 わかりました。今回の公契約条例の対象の7月1日ということで、 7月1日以降の契約についてはそんなにはないはずなんですけれども、その前の年間契約でありますとか、その辺でいればということで、我々も当たったんですが、公契約条例に適用するような形では職種的にはいなかったんですね。

委員 なしということですね。

事務局 はい。ただ、例えばこの7月1日以降、新たに委託を結ぶだとか、 そういうことはなきにしもあらずですので、その際には提示できるかもしれま せんけれども、現時点ではまだないという形ですね。

委員 ちょっといいですか。この臨時職員というのは半年契約で、極めて少 数なんですよ。恒常的な区の仕事の臨時職員は、地公法3条3号3項といって、 地方公務員法の3条3号3項なり、あるいはほかの条例、いずれにしても非常 勤職員と呼ぶんですよ。その非常勤職員は世田谷区でも結構いるはずなんです。 場合によると、多分1000人ぐらいいるんじゃないかなと。今、区役所の仕事の およそ4割ぐらいは非正規と言われていて、その大半は臨時職員じゃなくて非 常勤職員だというふうに言われているんですね。もちろんいろんな人がいるん ですけれども、だから、そういう意味では、むしろ非常勤職員の中に看護士さ んや、保育士さんや、保健師さん、調理師さんがいるかというので、むしろ非 常勤職員の人の数字を挙げてもらったほうが多分実態に近くて、臨時職員とい うのは本当に半年ごとに雇う、わかりやすく言うと1年以上雇っちゃいけない ことになっているので、ほとんどいないんですよ。だから、臨時職員じゃなく て、むしろ非常勤職員を対象にして調べていただいて人数とか価格を出してい ただくと民間との対比ができる。まさに高卒初任給の考え方というのは、同じ でいくとすれば、委託先の比べ方として、むしろ区の非常勤職員と比べたほう がいいんじゃないかなと。

委員 これはあくまで臨時職員で。

委員 臨時職員というのは本当に極めて数が少なくて、そもそも余り有効活用できていないし、長く勤められない制度なんです。

委員 僕が求めていたのは、公契約の対象となる人たちがどうなのかなというところを聞きたいんですけれども、やっぱりほとんどいないというので、ほとんどという言い方をいつもされるので。

委員 だから、むしろ非常勤職員を調べていただければ、多分その対応をできると。例えばわかりやすく言うと、民営化された保育園と、詳しくはわからないので一般論ですよ。例えば区役所の中で、区営の保育園で働く非常勤保育士さんと、区が委託しているところがあるかどうか知らないけれども、委託している民営化された保育園があった場合、そこの職員の人との賃金を比べていると。そうすると、同じ区の仕事で区の直営と委託と同じにすべきだというのがこの考え方だとすれば、むしろ非常勤職員を比べる。ただ、民間委託しているかどうか、私もわからないので、そういう形で比べていただくと実際に近くなるのかな。できればそういう形で非常勤職員の方の有資格者を調べていただいたほうがはっきりするんじゃないか。

委員 設定するにはそうですね。一方で、要はどのようにちゃんと把握され

ているのかという部分もあって、できれば公契約の対象となっている、今ゼロという御回答をいただいたんですけれども、本当にこれってチェック機能の部分にも入ってきちゃうのかなと思うんですが、今現在でどうなのかなというところを聞いてみたかったというのもあるんですね。なので、これは部会の議論にもなってくるんでしょうけれども、非常勤というところも少し、これから有資格者で決めていくには、当然この後の議論の中で出してもらえるのであれば、できればぜひ聞かせていただきたいという内容になるかなと思います。

委員 もう1つは、後で言おうと思ったんですけれども、29年度に幾らにするかという問題は非常に大事な問題で、区がこの条例をおつくりになられて、すごく先進的に進まれているんですが、この間、港区のを見たら1000円になっているんですよね。世田谷区のようにすぐれた条例に比べて、あれは条例でも何でもないというと怒られちゃうんだけれども、区の別な制度なのにもかかわらず1000円出されているということは、せっかくこの制度をつくっても魂が入っていないのかなという意味では、今、安倍首相も含めて最低賃金は1000円と、労働組合側は今最賃の時給を1500円と言っている世の中で、私は29年度にこの最終答申として出すのに1000円以下はあり得ないと思うんですね。かといって1093円、きょうお示しの1105円は、これは私の独断ですけれども、来年というわけにいかないだろうと。私は差額の半分ぐらい、950円と1100円ないしは950円と1093円の差額の半分は最低でも来年の29年度のものにしてもらいたい。

そうすると、この一般事務職は70円上がっちゃうんだけれども、あるいは調 理師の人も70円上がっちゃうんだけれども、保育の補助の人は10円上がっちゃ う。私計算したら、1093円マイナス950円割る2、差額が140幾らですから、70 円ぐらい上がって、1020円ぐらいになると思うんですね。だから、来年は最低 1020円にすべきだというのは、私はちょっと後で部会で提言しようと思ってい るんです。でも、実際にさっき言ったように極めて数が少なければ、950円を1020 円にしたところで、時給だから結構なはね返りになるかもしれないけれども、 人数が少なければ、予算措置としてはそんなに大した数じゃないんですよ、保 育補助にしても調理師さんにしてもね。多分調理師の方も、調理の資格を持っ ている調理師の方だとするともっと高いと思うんですよ。だから、そういう意 味では、私は1020円にしても、そんなに区の財政にはね返りがないだろうとい うふうに見ているので、私は1020円ぐらいが、あるいは1105円との差額だとも うちょっと1030円ぐらいになっちゃうかもしれないけれども、そのぐらいは労 働報酬専門部会としては最終答申にぜひ盛り込んでほしいと思うんですが、そ うしなければ、せっかくのこの条例が名折れになっちゃうと。最終答申で1000 円以下というのは、最終答申いかんにかかわらず、2年目になって1000円いか ないというのは名折れになっちゃう、世田谷区としてはさぞかし世間に恥ずか

しいと思います。せっかく区長さんがつくられた条例にしてはというので、私は1000円以上、1020円か1030円ぐらいを出したいなと思っている。区のほうはそう簡単に私みたいに数字が言えないので、こういう御回答になっていると思いますが、私はそうすべきだと思っておりますので、よろしくお願いします。

事務局 あともう1点は、この単価を決めるに当たってのプロセスというふうなお話でございます。恐らく 委員はいろいろ他区の状況もかなり情報をお持ちでいらっしゃって、各区ごとにやり方がそれぞれ違うのかなという認識でおります。区によってはこういう附属機関の中の会議でおおむね目安を立てるような区もあるかもしれませんし、また、区長が諮問をするということで、附属機関の独立性というんでしょうか、附属機関の中の御議論を尊重するという意味で、区がどうかかわるかという面で、それはあくまでも資料提供であったり情報提供にとどめるというような区もあるかもしれません。これは各区によって違うかとは思います。

プロセスにつきましては、これは今回は中間報告を受けまして、お時間のない中、私どもも財政に日程をとめて待ってもらっている中で、本当にぎりぎりで数字を突っ込んでもらったというとちょっと言い方は悪いんですが、そのような状況で進めさせていただいています。

ここに書かせていただきましたとおり、今回、950円に至るプロセスにつきましては、こういう経済状況ですとか、賃金動向が上がっているのか下がっているのか、それから区の財政状況、これは毎年区の予算要求の作業を進めますと、ことしは2905億円という一般会計予算で、そういう規模になりましたが、毎年毎年数10億単位ではまらない。つまり、歳出の要求額が歳入の見込額を超えて、もう何10億単位、下手をすると100億円いくんじゃないかというぐらいはまらない状況で、とにかくこれは総務費に限らず、民生費ですとか、土木費ですとか、いろんなものを削りに削っていかないとはまらないというような状況で予算作業をしております。ですから、そういう区の財政状況というのは、これは私どもも、私どもの部署としてはある程度は承知しておりますが、ほかの部署はわかりませんので、これは最終の段階になってみないとわからない、そういう中でこういう単価が決まってくる。

ですから、これは労働報酬下限額ですけれども、例えばほかの部署で言うと、10億の要求を出していたのが何億になるんだとか、そういういろんな計算の中で最後は落ちつくというような形になります。ですから、当初の予定していた額より落ちるような状況で来ている動きです。

それに加え、賃金のこととなりますと、これは給与体系にも影響してくることですので、当然私どももこちらで議論されている労働報酬下限額のそういう動きを見ながら、区の職員の給与体系もある程度考慮していかなくてはいけな

いだろうということで考えております。

それからあと、公契約条例を施行している他の自治体、区なり、市なり、これは基本的には関東近県の情報を集めまして、例えば多摩市が幾らだとか、渋谷区が幾らだとか、あるいは今お話しがありました港区、これは要綱で定めていて1000円というお話もありましたけれども、こういうので大体どれくらいだろうか。

あと、今回、私どもが参考にしたのは民間のアルバイト賃金ですが、これも 職種を何職種か集めまして決めさせていただいた、そういう参考材料にさせて いただきました。

こういうことを全部ひっくるめまして、ここで決められる労働報酬下限について、区の行政運営上、また、公平性ですとか財政負担、これは単年度に限らず、やはり将来的な部分も見据えていかないといけませんので、ことしは仮に予算がついたとしても、来年だめだよというわけには恐らくいかないかと思います。ですから、そういうさまざまないろんな要素を勘案しながら決めています。ですから、ある意味、私どもがわかるのは、財政のほうで全部それがある程度数字が落ちついた段階で幾らにしますというようなお話が来るのは、もうというのが現状でござといるような状況ですと年明けぐらいになってしまうというのが現状でございます。ですから、できるだけ私どももこちらの議論でどういうことが主眼となって議論がされているかというのを十分吸い上げて、それをきちっと財政のほうに上げていくということで対応していきたいと考えております。

委員 やはりほかの行政と比べてはいけないんだろうと思うんですけれども、ちょっと見えちゃうところもあって、漏れ聞こえてくること等々を考えると、特に2番目のその他の、前回もやらせてもらったものをもう1回言っているようなことで、本当にしつこいような感じなんですが、あえて記載をさせていただいたというところでございます。プロセスの問題も入ってくるんだと思うんですけれども、やはり労働報酬専門部会だったり、委員会の意見が参えいるかですけれども、下限額が最終的に決まるのはといっぱり区が独自に後づけで判断をしている状況になっているんですね。このようというのが独自に対して950円だったりというこの大きな乖離を生んでいるが、我々1093円に対して950円だったりというこの大きな乖離を生んでいれだろうというのがちょっと、ほかのところと比べちゃいけないんだろうけれども、問題なのかなと思っていますので、できれば答申と、結果、来年度、29年度はこうだという金額が、本当であれば委員会、部会の中で区も議論に参算にて最終的に決まったものを、部会として下限額を決めたものがイコール予算に組み込まれる金額というのが理想なのかなと僕は考えています、ほかの行政区

等々を見てもね。なので、あえて今回の2番目の質問をもう1回させてもらって、そのプロセスが、なかなか難しいんでしょうけれども、課題提起にもなっているのかなというふうに御理解をいただければと思います。

会長 今の最後のところというのは、この委員会の役割というところについても、ある意味では、その委員会で議論をしてある数字が出ても、それが実行に移されないのであれば、その委員会って果たして何なのという、平たい言い方をしちゃって申しわけないんですが、だけれども、本来はここら辺の金額であるべきだと。それぐらいの数字が提示され、あとは実際の財政上の問題であるとか、そういったところで調整されているんだろうなという理解が一般的にされるぐらいであればいいなと。そういうあれからすると、1500円というのも2020年に果たして、目標は2020年以降ぐらいだというのを今、幾つかの区も言い始めている。とりあえずは1000円は直ちにという話もしてきている。そういうようなものなんかも含めてやっていくというのは、今、少しお話があったところかと思うんです。

もう1つは、 委員のほうからございましたけれども、下限額というのを毎年変えていくのか。例えばことしで言うと1093円のところが950円になったと。それで来年あたりで言うと、来年といいますか、もう1つの基準からすると1100幾らぐらいだと。そうすると、来年はその部分も上がっているから、950円よりも来年は、怒られちゃいますけれども、例えば980円ぐらい、もしくは先ほどのお話の1000円というような数字、そして再来年は1000円ではなくて1200円というふうに毎年上げていくのか。そうではなくて、下限額としては1000円だと。それで、当面はこの1000円を目標に持っていって、この1000円の97%ぐらいまで近づいていったらば、ちゃんと額をまた1500円であるとか1300円になっかのりませんけれども、ある程度一定の額が続くということを見ていくなかいわかりませんけれども、ある程度一定の額が続くということを見ていくのか。段階的に1500円になっていくまでには順次上げていくべきだというような形で出していくのか。その上で、今の950円というのはちょっと足りないんじゃないのという話もあると思うんですが、そこら辺、段階的というのと、ある程度目標値があって、それの堅持というようなこと、どちらがいいんですかね。

委員 段階的にというのは、例えば29年度は今、これから下限額を決めますけれども、30年、31年に上げていきましょうという約束は絶対できないと思うんですよ。これはどこの行政区も一緒なので、それは情勢等々、どうなっているかわかりませんから、なので、金額をばしっと決めるのは多分、今予算組みしているまさに翌年度のやつですよね。だから、それは毎年決めることになると思うんですね。今、1000円、1500円という数字が出ていますけれども、今現在、我々公契約適正化委員会で多分理想としてここに上げていくべきだというのは、まさに高卒初任給の時間換算だと思うんですよ。なので、中長期的には

まずそれが1個の指標になっていて、来年度どう決めていきますかというのは、 当然これは部会の議論になると思うんですけれども、前回950円でした。そのと き、高卒初任給が1093円。それが今回、1105円に上がっていますとなれば、950 円を上げるという方向で議論していくのは1つの材料ですよね。それは部会で の議論の材料になるかと思うんですが、そこで、考え方がこれでいいのかどう なのかというのは、委員会の中でという部分が私の提示したところです。

会長 毎年3%ずつアップさせていくべきだというのも全然別の、あれは最低賃金のほうですけれども、そういうような議論が、あの3%って何なんだろうというのもあるわけです。毎年といいますか、来年に向けて上げていくべきという議論で、今年度といいますか、来年に向けての答申をまとめていくのはどうだろうかというお話かと思います。

委員 ちょっとよろしいですか。今の議論はこういうことになっていると思うんです。回答のところを見ていただきますと、 委員が質問されたことに対する回答の労働報酬下限額の金額案につきましては、以下、これこれの妥当な金額としますというこの文言と、それから第3問の回答の「労働報酬下限額の金額案等につきましては」のところで始まって、「妥当な金額とします」ということ。次に、 委員の質問の第1の質問に対する回答のほうの「下限額の決定にあたっては」以下、これもほぼ文言上は全く同じといっていいほど判を押したような。

それで、きょうは 2 度目の質問で、 委員のほうの 2 番目のこの個々の具体的状況について、今後の経済状況や賃金水準の動向、区の財政状況や給与体系、それから地区の状況、これらを総合的に勘案する、それで妥当な額、こうなっているんですね。これは何度やっても同じ回答しか出ないのかということなんですよ。それを 1 つ聞きたいんです。

この議論を少し深めるためには、前回からの1つのコンセンサスとして、やはり行(一)初任給というものを基礎に考えましょう。これは労働の内容がある程度共通して、同一労働同一賃金原則の基点に立ちましょうよと。これも一種の国策的なことになっていると思いますので、それを前提にしますと、やはりそこを1つの目安として、ある種の尺度の基点にしていきたいということが前回の答申の基本だったと思うんです。

したがって、これが変われば上がるかもしらんけれども下がるかもしらんという、そういうものになり得るということだと思うんですね。だけれども、問題は、この文言がこのとおり、毎回毎回これは状況は同じなんですよね。来年も再来年もこの回答の状況のとおりなんですよ。ということは、要するに動かすも動かさないも、できたものは全部妥当だという考え方なんですよ。

委員 実はこの(4)って、区の回答を箇条書きにしただけです。

委員 そうですか。そうなんです。だから、この中身をもう少しはっきりさせるためにどうしたらいいかというと、前回もちょっと申し上げたんですけれども、仮に1093円に変えた場合に委託費等がどのくらいの増額になるのかということを1つ試算していただけませんかというのは私は2度ほど申し上げたんですけれども、それはどうなんでしょう。どのくらいの額……。

委員 結構です。

会長 よろしいでしょうか。 の資料、それから委員からの の資料、 のところでも若干入札制度そのものにかかわる話も入っておりますが、この話は、 後ほど 委員からも出ますので、先に進めさせてもらいます。

委員 私のは適正化委員会だけの希望を述べている部分です。基本は担い手 3 法というものをやはり具体的に公契約条例に基づく発注の中にも含めて考えてもらいたいということなんです。

それで、私が言わんとしていることは、担い手 3 法の中の入札契約の改善というところが、どうしてもこの適正化委員会の本年の重要な課題だと思うんです。労働報酬下限額の設定とともに、それを実現できる要件をどうつくっていくかという、ここの部分の議論が具体化していないので、ぜひそれを進めるためには、世田谷区だけが突出して何かするというんじゃなくて、全国的にも、あるいは総務省や国土交通省が各地方自治体にも求めている円滑な施行の確保に沿った改善策を実行してもらいたいということで、具体的な中身につきましては、この資料 の1にございますように、それの2ページ目を見ていただきますと、記とある以下のもの、これも何度も出されていることですけれども、適正な価格によって契約をするということなんですが、それから始まりまして、全部で6の就労環境の改善まであるんですね。

まず、その1につきましては適正な価格による契約ということで、予定価格の適切な設定、これは 委員からも何度も出ているものですけれども、それから事前公表は見直しなさいよということ。それから、低入、最低制限価格制度も見直しましょうと。それからスライド条項、これはやはり状況変化に対応して、速やかに発注者からの対応をする。それから設計変更等についても、検査のおくれなど、発注者の事情に起因している場合もあるので適切に対応する。これは弾力化するということだと思うんですけれども、それから遠隔地からの資材調達、これは先ほど伺っていた域内の下請や事業者の活用ということにもかかわる部分だろう。そういうものがとにかく具体的に指示されているということ。

それから、技能者の効率的な活用、これは後で、省きまして、それから入札契約の手続の効率化ということで、先ほどもちょっと出ましたけれども、予定した仕事に応札する事業者が少ない場合にはどうしたらいいのかということについて、やっぱり迅速に事業を行えるような改善を図るということ。

地域の受注機会を確保するということが強調されています。

それから、資金繰りにつきましても、やはり事業者が円滑な資金運用をできるような支払い手続の迅速化等々が図られているか。

それから、契約の中で就労環境の改善というものをうたっていますよということで、やはりこういうことが具体的に図られていかないと、最低報酬下限額だけ上げなさいよといっても、それではほかは一定ですよと言われれば、何が起きるかということ。これは目に見えていることなので、適正化委員会は、この答申はこういう方向に沿った具体策をぜひ固めてほしいなという提案です。

会長 この点について、今、区のほうとして、これはたしかことしの2月...

... 0

委員 一昨年の2月です。でも、同じようなことです。

会長 一昨年の2月。それで、ことしの2月にも まあ、いいや。

この国交省の産業局長からのお話について、区のほうとしては何か、今どう 進めているかというお考えはありますか。

事務局 それでは、私のほうから。

今、 委員のほうから御提供いただきました資料、これは昨年度に行われました部会等でもお配りになられたものということで、私どももそれをいただいてから、これまで取り組んでまいりました入札制度改革、あるいは労働環境等について検証してみました。例えば予定価格の適切な設定ですとか事前公表の見直しということなんですけれども、ここら辺はこの間の入札制度改革の中でかなり取り組んできているものがほとんどでございます。中には、これは国が出している資料ですので、地方のもっと大型工事のものに適用するような条

項もあるかなということも中にはあったようですけれども、おおむね取り組んできていると。ただ、まだ完全には取り組み切れていない項目もありますので、 それは今後の中で取り組んでいこうというつもりではおります。

会長 スライド条項は何か対応されていますか。

事務局 スライド条項も適用しておりますので、これは当然営繕の部署と工事業者の方との中で、もちろん資材の高騰、もしくは労務費の高騰、こういったものに備えてやっていこうということで取り組んでいるところでございます。

会長 基本的には、産業局長等からの、今は通達と言わないのかな。今は何と言うんですかね。昔は通達だけれども、通達という言葉を使わない。

委員 通達でしたね。今はガイドライン、指針ですかね。

会長 指針かガイドラインですね。地方分権になってから通達という言葉を 使わなくなったと。

委員 済みません、1点なんですけれども、2ページ目の予定価格等の事前 公表の見直しということは、事業者側の立場としては大丈夫というか、結構大 変なんじゃないのかなと思うんですけれども。

委員 大変ですよね。態度を変えておかないとなかなか。

委員 価格を適正化するようにちゃんとしようということに関しては多分反対者はいない話かなと思うんですけれども、予定価格の見直し、公表しないということに関しては、それだけちゃんと独自に積算を各自やるということになると、極端な話、決まっているので、そこに合わせて入れてくるのができなくなるというのは、逆に言うといいことかもしれないんだけれども、ある程度大きい工事とかじゃないとという感じはあるんですが、実際はどうなのかなと。

委員 実際、事業者からすると予定価格はあったほうが、予算超過しちゃうと調子が悪いので、大体それぐらいのガイドラインはあったほうが入札するほうからするとありがたいですけれども、だめな場合はだめでいいわけですから、入れちゃって、おっこっちゃうという場合があると思いますので、要するに予定価格のこれくらいで入れておけば落ちないだろうといったら、落ちちゃいましたというと困っちゃうとかね。だから、ガイドラインがあれば、明らかにだめなものはその時点で排除できるんですよね。そこが排除できなくなるというのはかなりつらいかな。指名が入ってきたものについては全部積算をしなくちゃいけなくなりますので、それだけでもちょっと手間かなという感じはします。

委員 では、意見が分かれるんですね。

委員 そうですね、ここについては。

委員 この事前公表なんていうのは。

委員 なので、何となく意見としては。

委員 現実の問題として積算期間がないんですよ。今、現実的には予定価格 じゃなくて、役所のほうから図面とともに参考資料として数量が出てくるんで すね。それで、それに値入れしていって、では、予定価格でできるかできない かの判断なんですよね。それを全部拾ってやろうとなると、今の期間の倍ぐら い期間が必要になってきて、現実的ではないと思うんですね。

委員 我々事業者は、工事が発注になって、予定価格と工事内容は大体概要で見れますけれども、その時点で大体峻別するんですね、これはだめだ、だめだ、だめだと。これはよさそうだから、これは希望しましょうというふうになるんですけれども、そこの峻別ができなくなると、やみくもに全部希望して、やみくもに全部積算しなくちゃいけなくなるのも大変なことになるというところがある。

委員 工事の予算がわからないということ、この工事にどれぐらい区が見ているのかがわからない。

委員 そう、わからないと、これがいい工事なのか悪い工事なのか。例えば悪い工事でも予算がどんとあればいいわけですよね、そういう言い方をすれば。例えばすごく中身が悪いかどうかというのは、あくまで予算次第であって、予算がよければ、この工事を希望して頑張りましょう。予算も何もわからずに、工事の内容しかわからなかったら、どれくらい予算があるのかもわからないし、そうしたら、とりあえず全部を希望して全部積算して、これが合うのか合わないのか、とりあえず入れてみましょうみたいになっちゃいますよね。それはやっぱり業者側としてはかなり負担ですね。

委員 わかりました。

会長 そのことと不調というのは何か関係がありますか。

委員 不調というのは、例えば最初に工事が公表されて、予定価格があって、 仕事の内容が大体概要で何平米、何平米とか書いてありますね。そうしたとき に、大体これだと合わないなといったら希望もしないわけですね。そういうこ とができるんですけれども、予定価格もわからずに仕事の内容だけしかわから なかったら、とにかく希望を持ち込んで、とにかく積算をして、とにかくお金 をぶっ込んでいかなきゃしようがないでしょうという話になっちゃうわけです ね。だから、それは手間としてはもう峻別もできない事態というのはかなり厳 しい。

会長 だから、予定価格が公表されて、例えば実際に札を入れたのが3社で、3社が全て予定価格よりも上の額を入れてくるというのもあるわけですね。恐らく世田谷でもあったと思うんだけれども。

委員 そういうことですね。だから、予定価格の中で仕事をしても、会社と してはやる意味が余りないでしょうということで辞退をしたり、参加しなかっ たりするわけですね。だから、それもやっぱり積算をしてみなきゃわからないような案件ももちろんありますけれども、大体の案件は予定価格があって、入札の公表段階でわかるんですね。そうすると、ここらでよさそうだ、現場を見て、どこどこの案件というと、現場が大体どこにあるかわかりますよね。ここは現場が大変そうだとかというのは、我々はその時点で大体峻別できるんですね。ですので、やっぱりそこまでなくなると全部やらなきゃいけなくなるので、ちょっと大変だなと。

委員 積算の手間が出てくる。

委員 手間が。

委員 最終答申ですから、異論のあるところは外しておいたほうがいいんじゃないですか。さっき 委員が御指摘のとおり、余り意見があって異論のあるところ、政府の指針だからといって取り入れるというのはなかなか難しいので、最後はもちろん会長にお任せするんですけれども、出ている異論のやつはやっぱり外したほうがいいんじゃないですか。

会長 ありがとうございます。ちょっと先に進めさせてもらいます。

では、 の 委員のほうから。

委員 私のほうはお仕事は、世田谷区で公契約を受注した企業さんが現状、今、労働条件確認表というのを、たしか50万円以上のお仕事に関して全員出させていただいていると思うんですね。ただ、それが50万円でも500万円でも5000万円でも同じシートというのはちょっと内容的にどうかなというのを非常に疑問に感じています。なおかつ、世田谷区の労働条件チェックシートに関して、世田谷区の人間が確認するのはちょっとどうかなという部分を非常に気にしています。

社会保険労務士会の他の状況を確認したのが今回持ってきた2つのペーパーなんですけれども、2枚目の労働条件審査実施自治体というのをごらんいただけるとおわかりだと思うんですが、東京23区のうち19区が社労士会のほうに労働条件審査を依頼していると。ただ、件数についてはまだそんなに多くはないんですね。これは中身をちょっと聞いたら、区として大きな事業であるとか目立った事業に関してはかなりこういうものを入れているところが多いという程度の回答はいただきました。なので、世田谷区としても非常に大きな事業について、50万円の事業と同じようなチェックシートだけではなく、ぜひこういものをやっていただければどうかなと思いまして、参考資料として提案をさせていただきました。

条件指導の内容について、それから調査金額についても報告をいただきましたので、1枚目にばくっと記載をさせていただいたというのが私からの提案でございます。区長からの公契約の適正な履行を確保するために必要な施策に関

することという諮問がありますので、ぜひこういうものもやっていただければ どうかなと思いまして、提案させていただきました。

委員 これは区から委託されて、それぞれ事業所の数が違いますけれども、 チェックシートみたいなものを見て問題があるかどうかを点検して、区に報告 すると。これは一応支部が受けて、支部の中の関係者の方がやられているとい う委託事業なんですね。

委員 そうですね。

委員 ほぼどことやられているんですか。

委員 今19区になりまして、かなりふえてはきております。

委員 世田谷はまだやられていない。

委員 世田谷はやっていないんですよ。そういう部分では、ぜひこういうと ころでやっていただければと思います。

会長 労働条件に関して、それが守られているかどうか、どういうようなチェックシートなんですか。

委員 世田谷区さんのチェックシートがありますよね。あれのもうちょっと 詳細版という形で考えていただければ。

会長 あれの詳細版の感じということですね。

委員 だから、中には、今非常に議論になっている最低賃金の問題であるとか、適正に支払われているかどうか、そういうところまで見ているところもあるようでございます。

委員 この1件20万円というのは1業者という意味?

委員 そうそう、これを受けているじゃないですか。

委員 でも、世田谷の場合は50万円以上だから、相当な業者になっちゃいますよね。

委員 いや、これは1件というのは、我々が受けた報酬として20万円という ことです。

委員 そういう意味。

会長 社労士会として受けるとき、20万円であるとか。

委員 その件数を調べるとき。そうすると、もしやるとしたら、最初にとりあえず大きなやつを中心にして、もうちょっと細かなやつをつくって、それは5社やったら、5社分で20万円ということなの。

委員 いいえ、1社。

委員 やっぱり1社だよね。

委員 これは例えば委託、例えば清掃、どういう業務が多いんですか。建築

.....

委員 建築が多いですね。

委員 建築が多い。

委員 東京会というのは、東京会が受けている、支部が受けているという、 そういうことですね、わかりました。

委員 この審査の意味は、やはり発注者が第三者機関の審査を一応受けるという、そこのところが重要なところなんですね。

委員 そうですね、そういう形です。

会長 今、世田谷のチェックシートってどんなのですか、どういうようなあれて、一応は見ますという内容になりますかね。

委員 世田谷は最低賃金をちゃんと払っているかどうかのチェックはしていない感じですか。

会長 書いてあるの。

事務局 裏面のところを見てもらうとわかるんですけれども。

委員 賃金に関しては裏面の16の項目。

会長 16ですね。

事務局 16番。

委員 12から16ですね。

委員 これは、「はい」「いいえ」があって……。

委員 「はい」「いいえ」だけなんですよ。

委員 それで、「はい」がついたらいいんですか。それとも、この調査というのは、実際にそこに行くなりなんかするんですか。

事務局 では、それは事務局のほうから。基本的には「はい」で来るんですが、中には「いいえ」があったりしますので、それは書類をお預かりした段階で事業者のほうに確認をします。もしそれがここで私どもが求めているものが達成されていないようでしたら、何らかの形で是正をお願いしますけれども、今まで何千件と預かっていますが、何千件というとちょっとオーバーですが、ほとんどないというのが状況です。

会長 社労士会のほうで、この19のところというのは、これよりもうちょっと細かい資料になっていて、それでどういうような調査されているのかな。

委員 実際、事業所に行って見させていただきます。これはざっくばらんな話、「いいえ」でも「はい」に丸しちゃって通っちゃったみたいなところも、これだとなきにしもあらずかなと思いますが、その辺についてはきちんと精査させていただき、これはこうしたほうがいいですよというような形の指導を入れていただくとか、そういうことをやらせていただいて、そういう企業さんと世田谷区としてはお仕事をしていければというようなことを考えております。

委員 「はい」「いいえ」の内容にまである程度立ち入って調べることができるということですね。

委員 結構言及はしています。

会長 本当に「はい?」って。

委員 結構大変だね。

委員 結構細かいですのでね。

委員 とりあえず東京会か何かのこういうやつ……。

委員 あります。結構なやつ。

委員 ちょっと御参考までにどのくらいの。ただ、逆に大きな企業になると、私なんかの仕事絡みでも何か整備されているような気がしないでもないけれども、問題なのは中小から小ぐらいになってくるとむしろ難しいのかなと、「はい」「いいえ」の「いいえ」がね。そうすると、さっきの契約規模と対象業者を大きくしちゃうと余り意味がなくなっちゃうのかなと。

委員 これはいわば元請だけのですかね。下請に関しましては、その事業者の労働条件の内容の調査は区は行っていないということですね。19にありますけれども、これはあくまでも適正な労働条件の確保について要請をすることがあるかないかというだけで、実際の下請事業者の労働条件にはチェックシートはない、こう考えていいんですね。

事務局 今、チェックシートをやっていただいているのは、あくまでも区と契約をしている元請だけです。下請は元請と下請の民民の契約になりますので、私どものほうでは現時点では区と契約している元請さんのほうにこのチェックシートを出していただいているような状況です。

委員 ですから、下請のほうのチェックシートはないということですか。 事務局 区としてはないです。

委員 むしろ 委員に公契約条例をつくった場合のあるべきチェックシートというのを御提案か何かしていただいたほうがいいんじゃないかしら。それとの関係でこういうチェックができるというような形で出していただいたほうがいいのかなという感じがして。

委員 では、二、三提案をさせていただきます。

委員 むしろね。だから、これはもちろんあるんだけれども、50万円以上だから、これは多分結構多いんですよ。そういう意味では、場合によっては一定のクラスに分けてもいいんだけれども、あるいは元請、特に建築業の場合は下請まで入れるようなチェックシートを建築に限ってやるとか、そういう形もあるかなと。 委員にちょっと考えていただいて、これは引き続き検討事項にしておいたほうがいいんじゃないですか。今回の最終答申でいきなり賛成というわけにもいかないのでね。

委員 わかりました。

委員 これを調査するというのは、事業者からこれを求められているからす

るんですか。

委員 区のほうで。

委員 区が?

委員 区が社労士会に委託して、その区の……。

委員 各区でピックアップの状況はちょっとわからないんですけれども、それを社労士会に委託して、社労士会のほうから各業者に聞いて審査をするという形になります。

会長 建築工事ということなんだけれども、これのチェックしている事業者数あたりからすると、ある程度契約金額幾ら以上となっていると思うので、もし幾ら以上というのがわかれば。

委員 渋谷が去年、たしか2億円だったかな。

会長 そこら辺は、ひょっとしたら区のほうがわかるかもしれないですけれ どもね。

委員 とりあえず大きなところから、お金がかかるからちょっと難しいので。 会長 全部はなかなかあれですけれども。

委員 継続審議にしていただいて、ことしどうかというのではなくて、すぐにというのではなくて、むしろ必要性があると僕も思うんです。そういう意味では順次契約、毎年じゃなくて、順次10業者ずつぐらいやっていけば、いずれー回りするかなという感じもするので、もうちょっと具体的に考えていただいて、今のはなかなかいい方向だと思うんです。

会長 ありがとうございます。

では、続いて の 委員、お願いします。

委員 今までの議論と余り重ならないところをざっといきたいと思うんですけれども、総合評価入札ということなので、価格以外の要素が一体何なのかということを明確にすることと、その要素のポイントがどうなっているのかという配分をもう少し議論していくということで、特に今回だと、やっぱり労働報酬下限額がどうなっているのかということが非常に主たるテーマだったんです。それ以外のことにおいては、もう話は出ているんですけれども、従業員のための保険とかにあえて加入しないというようなことは社会的にも問題になっているので、本来加入しなきゃいけないのにしとらんというようなことはチェックしなきゃいかんなと。

あと、特に委託事業とかにかかわってくると思うんですけれども、もう普通に朝から晩まで同じ会社で同じように働いている、でも非正規雇用だというときに関して、たしか労働契約法の18条というので、5年超えたら事実上正規にしなさいよというか、もっと生活が安定にできるようにというふうになっているので、それが果たしてちゃんと機能しているかどうか。法律ができたばっか

りなので、直ちにということではないのかもしれませんけれども。

次に、1の(3)、以下の3点ということで、積算が非常に難しいということが何となくわかっているんですけれども、それを適切に反映するということはもちろんなわけですが、仮に労働報酬下限額みたいなものが決まったとして、もう話が出ている広報のあり方と本当に払われているかどうかと。今チェックシートが出ましたが、調査の仕方で、もし明らかに違反している業者があった場合にどういう対応があるのかということについては、あらかじめ法定というか、定めておかないと、要するにけしからんと言うだけじゃだめなのでということ。あと、もし自分は払われておらんなという人、特に下請とか孫請の人で、そういう人がいると思うんですけれども、どういう申告方法があるのかと。今、チェックシートも多分元請のところではあるかもしれないけれども、本当の孫請とかだとそれがなされていないと思いますので、もし自分が全然払われていない人がいたときに、どういう申告の仕方があるのかというのと、では、払われていない人がいたときに、その責任の所在は一体どこなのかということについて議論いただけないか。

その他ということで、今回、ちょっと議論は難しいと思うんですけれども、本来だと男女雇用機会均等法だとか障害者雇用促進法とかにもかかわる話なのかなと。あと、ちゃんと人を雇っていて、それなりの価格でやったとしても、できた建物の質が悪いということは、区民としても納得のいかないものだということで、従来どおり、業務の質の確保ということで、施工能力評価は従来どおり適切にしていくということは必要なのかなと。

あと、環境への配慮ということについては2点、要するに自然環境という環境と、あと工事をするに当たっては騒音を出さないであるとか渋滞をつくらないというような意味での住民生活に対する環境ということなんですけれども、こういうこともポイントとして加わることは、企業にとっても新しい技法やノウハウ自体の評価ということにつながるので、決してマイナスのことではないですし、渋滞であるとか騒音というのは、それこそ地域住民にとって非常に関心事としてあるのかなと。

今現在、地域貢献評価点というのは防災協定とかやっていると思うんですけれども、条例 1 条のところで区内産業の振興であるとか地域経済の活性化ということはあるんですが、いわゆる単純な地元企業に有利にというようなことは、もう時代的に余りよろしくないのかなというふうに私は考えますので、やはり地域に根差していて防災協定とかでちゃんとやっていることなのでポイントをつけますということについては、まさに住民とかも納得がいく話なのではなかろうかいなということであります。

最後に、適正な入札制度の確保ということでは、先ほどちょっと話が出た予

定価格をそもそも公表するのかしないのかどうかということも含めてちょっと 議論するところがあるのかなと。

最後、むすびにかえてということですけれども、前文のところで、区内に住所を有する労働者が雇用される機会の確保というようなことがあるんです。それを調べて入札でするということはなかなか難しいんですけれども、逆に時給950円の仕事で、世田谷区で住んで生活できるかというと、できないような感じがするんですよね。だから、逆に言うと、それなりの給料を払って、世田谷区でも生活できるようにするということが、最終的に実は区内に住居する人の雇用の確保ということにつながるのではなかろうかなということです。確かに予算を伴うので、事業者の人であるとか、区的にもいろいろ大変なことというのはあるかもしれませんけれども、逆に言うと、安定した雇用があるというのは、離職者が減るということになるわけですよね。なので、ある外資系のスーパーというのは、その本土ですけれども、もう最低時給、先ほど言った1500円、15ドルぐらいでやっているわけです。

そうすると、やめる人がいないわけですよね。そうすると、やめた人を募集するコストであるとか、あと仕事自体の質の低下みたいなことを考えると、特に今回のやつだと、委託事業に関して、この間、1093円という額が出ていたわけです。何となく幾らぐらいというのだとやはりだめですけれども、それなりに根拠のある数字として出すということは、確かに公契約でやった仕事と民間が自分でやっている仕事で違いが出ると困るだろうという話はよく出てくる話ではあるんですが、世田谷区として1093円というのはそれなりにインパクトもあるし、逆に言うと、つくって魂を入れた感じになるのではなかろうかいなということですので、長い目で見ると、活気ある魅力的な世田谷区を目指すということに関しては、余り対立の図式ではなくて、共通認識としてできることも多いのではなかろうかなと考えます。

委員 ちょっといいですか。私、この1ページの一番下の(3)のところの 、は確かにそうだなと。余り議論ができていないので、検討事項か何かというのをつくって、これは私は去年、たしかこういうのをやるべきだと、必ずしもこういうふうにはっきり書いたわけじゃないんですけれども、議論をここの課題として明記していただければと思います。

それから、これはどこかで言おうと思っていたんですけれども、実は中間報告というのはさまざまな御意見をテーマごとに全部集めていただいたということで、9ページで長いんですよね。ところが、この間いただいた資料1の中間報告の概要版というのは非常にはっきりしているんですね。私はこれははっきりして非常にいいと思うんです。長さとしては、きょうの 委員ぐらいが最終報告になるんじゃないかなと思うんですけれども、この概要版はちょっと短

過ぎると。しかし、さっき言ったもともとの中間報告、全体版はいろんな意見が入っているわけですよ。この概要版はどのような扱いにするのか知りませんが、非常に的確にまとめられている。私は最後、会長の筆によるんでしょうけれども、せめて 委員の3枚から5枚ぐらいの間で、むしろ重点のものをできるだけ明確にしていただいて、優先順位も考えていただいて編集していただければと思うんですね。

さっき出ているように、例えば予定価格の公表については意見がありますので、そういう意見が分かれているやつはちょっと外すと。ただ、会長の権限でどっちかに、例えば1つの項目で19ぐらいありましたよね。だから、外したやつは外したやつで外しましたということで、まとめたやつはまとめましたという形で、何か後で言って、全員の意見が必ずしも入る必要はないんですけれども、やっぱり区長さんの委任に答える、諮問に答えるものとして的確かつ最大で5ページぐらいにまとめていただければと。ちょうど 委員のこれは非常にわかりやすく項目立てているので、せめてこの倍ぐらいかなと思ったんです。だから、そういう意味では、いろんな意見が出ていますけれども、それはある程度取捨選択していただいて、エイヤーとやるしかないかな。そうしないと、きょうの意見も入れちゃうと10ページを超えていっちゃいますので、そういうことでお願いしたいなと。

会長 今お話しになりましたけれども、完全に外してしまうというものもあるのかもしれませんが、それ以外に、検討事項的にちゃんとそこに列記しておく。要は次の議論の足がかりになるものをちゃんと残すということもあるので。 委員 そうですね。大変だと思いますけれども、英断でやっていただかないと長くなっちゃうので。

会長わかります。

委員 この概要版はどなたがつくったんですか。区のほうでつくられたの。 事務局 概要版は区のほうです。

委員 やっぱり。やっぱりというのは非常にコンパクトにこの委員会の全体 像がぱっと出てきたので、会長は大変ですけれども、よろしくお願いします。

会長 今までここでも話が出ていた中でのさらなる問題点の提起ということ もありますので、では、申しわけないです、ちょっと先に進めさせていただき ます。

6 番目、 委員のほうからお願いします。

委員 まだ相変わらずこんなことを言っているんですが、ちょっと話させて いただきます。

労働報酬下限額についてですが、今現在、中間報告を見ますと、平成28年3月の東京都公共工事設計労務単価における各工種の85%相当額(1時間あたり)

とするとしておりますが、私の意見としましては、85%ではなくて70%としていただきたい。

その理由としまして、報酬下限額の対象となるのは多分若年者と思われます。例えば型枠大工に関して70%として年収約480万円になります。若手技能労働者としても十分な報酬と言えると思います。ちなみに85%だと年収約580万円となり、一般常識からもかけ離れる収入になるのではないでしょうか。

それから、次の「見習いおよび高齢労働者・就労者については70%以上とする移行措置をとれるものとする」と書いてありますが、ここを「見習いおよび高齢労働者・就労者については1093円(1時間あたり)とする」としております。

それから、法定福利費についてですが、今、中間報告に書かれているのが「国土交通省および総務省通達を踏まえ、下請取引の各段階で労働者・就労者の法定福利費を適正に取扱う」と書かれておりますが、そこを「通達を踏まえ、内訳の各工事工種に該当する下請事業者負担の社会保険料を明確に明示する」というふうに変えております。

理由は「現在、発注者の言い分では、社会保険料が各工事単価に含まれているとの回答だが、受注者側から見て社会保険料が工事費と区別していくら見込まれているのかが明確になっていない」ということでございます。

会長 この点については、一番最後のところの法定福利費、事業所負担の社会保険料が工事単価に含まれているということなのか、労働者負担の社会保険料も工事単価に含まれているという言い方がされているんですか。済みません、私の勉強不足なんですけれども。

委員 今、基本的には下請事業者負担の社会保険料というのは正規に発注者からいただけるというものであって、それが単価に含まれていると、幾ら入っているのかわからなくなっちゃうということなんですよね。それをもっと明確にしてほしいと。

会長 もう1つは、最初の設計労務単価のところで法定福利費が入っているのか入っていないのかというあたりははっきりしているんでしょうか。これも何か非常に曖昧。

委員 入っていないですね。

委員 入っていないです。

会長 入っていないというあれなんですね。

委員 前提です。

委員 、 、 は一緒にやっていただいて、実質で議論したほうがいいと思うんですけれども、ほぼ同じ。あと、 委員の入札改革の問題はまたあったと思うんですけれども。

会長 これはあれですね。その部分が 委員のところにもちょっと入ってきていたかなと思いますが、では、済みません、 委員のほう、よろしくお願いします。

委員 僕のほうから、1番は、午後の専門部会もありますので簡単に。1つは、建設業でこういう言い方がいいのかというのはありますが、熟練した技能工については、引き続き公共工事設計労務単価の85%を下限額とし、未熟練工や高齢者、どこで線引きをするかという問題はありますが、これにつきましては、全職種共通として軽作業員。2枚目に東京都の今年度の公共工事設計労務単価がありますが、ここで一番低い軽作業員の70%で下限を決めるという形の御提案です。

2番目として、委託業務のうち、話に余り上がっていなかったものを何か基準がないかということで、実はこの中身は余り考えていなくて、国交省が積算単価として出されている資料をそのままつけております。設計業務や測量業務、地質業務等の単価が別紙のとおり出ております。あわせて建築保全関係ですね。建物の保全に係る業務単価についても国交省が出しておりますので、今後の課題としてこういうものも一定基準としながら、例えば清掃員や警備員なんかの下限についても一律一本でということではなくて、一定業務の内容、また資格の内容について下限額を決めていく必要があるのではないかという提案です。

2 としては公契約条例の運用についてですが、これは前回も出させていただいたメモにもあります。 は公契約条例の運用のため、専属の所管もしくは係を設置(配置)するということと、公契約条例が周知されるように、チラシ・ポスター、手引もつくり、そして説明会も開催するということ。 は、先ほど委員のほうからもありましたが、今の労働条件確認帳票では実態が把握できる状況ではないということで、これも改善すべきであるということです。

3 として入札制度改革、これは詳しくは事業者の皆さんから出されると思いますので、 は正確な予定価格と は地域経済活性化のための入札制度改革を早急に進めていただきたいという提案です。

会長 繰り返しの話になってちょっとあれなんですが、東京都の公共工事設計労務単価というところにおいては、今ので言いますと4ページ目、これは設計ですので、ちょっと違うところはあるんですが、4ページ目の単価の構成ということで、基本給相当、諸手当、賞与相当、それから事業所負担。事業所負担は健康保険から厚生年金等々になっているんだけれども、少なくともこの事業所負担のところは先ほどのお話では入っていないと。

委員 公共工事設計労務単価も入っていないです。

会長 これの設計のところでは、これの式では単価には事業主負担額が入っているけれども、公共工事設計労務単価ではこれは入っていないという理解で

よろしいですよね。

委員 はい。

会長 それで、これの考え方で言うと、労働者負担の厚生年金であるとか健康保険は基本給与のところに入っていますよという考え方なんだけれども、東京都の設計労務単価のところにおいては、各個人負担のそういう法定福利費用は入っていないというのが先ほどのお話だったんですが、そこら辺はどう、個人は入っているんですか。

委員 個人の負担は入っています。会社負担分は入っていない。

会長 会社負担分が入っていない。

委員 そうです。

委員 未熟練工の人を熟練か見習いかにしないでやるのは非常にいいと思うんですけれども、なぜ一律軽作業員という扱いにするんですか。もし大工さんだったら、大工の未熟練工として扱うべきなのかなというふうに思うんですけれども。

委員 僕なんかが建設の組合で働いているところで見ると、意外と入職して間もない時期、もしくは技術を得るまでというのは、ほとんど職種にかかわらず一定。やっぱり賃金、手元だったりというと、大工さんの手元だから塗装屋さんより高いかというと、そこの差って余りないかなということもあったので、一律軽作業員という形でさせていただきました。

委員 ちなみに熟練工と未熟練工の、もちろん難しいんですけれども、イメージ的には。

委員 前回の会議のときに、 委員からも型枠工を例に出されたと思うんですけれども、1、2、3、4、 委員は2以上はもう熟練工としてお話しいただいたんですが、やっぱり1人の技術者としてその現場でお仕事ができるというと、やっぱり2、3、もしくは3以降という形で、そこは誰が判断するかというと、今現状でいくと、事業主の判断に頼るしかないというふうには思います。ただ、こういうのがもっとしっかりしていったり、各業種の中で一定のレベル的なものが、例えば資格であったり、経験年数で一定線引きができるようになってくれば、これはいずれは事業主に頼るのではなくて、一定の基準を設けていくことは必要かと思います。

委員 わかりました。ただ、熟練か見習いかの2つに分けるというのだと、 やはり現実的になかなか難しいので、中間みたいなものというのがうまくマッ チングできれば、それは現実的にもいいのかなと思います。

委員 さっきの 委員の1つ目の70%に対する反対意見をちょっと言っていいですか。後で 委員も出てくると思うんですけれども、3つぐらい。

1つは、全産業的平均的で524万円ぐらいだと思うんですよ。そういう意味で

は、決して建設業が高いというふうには思わない。そういう意味では、やっぱり480万円で、580万円でも僕は余り高いと思わないんですよ。私はいろんな産業の労働組合の顧問をやっているんですけれども、30歳で1000万円を超えていくのも金融関係なんかでは結構ありますので、だから、580万円が高いと思わないというのが1つです。

もう1つは、その方々が公契約条例のもとで全て100%仕事をしているわけじゃなくて、民間のお仕事も多分されていて、そっちはもうちょっと単価が違うのかなとも思いますので、トータルで必ずしも580万円が手に入るかどうかというのはそれぞれの人によって違うので、少なくとも世田谷区のやる仕事は580万円ぐらいが上がる仕事ですよというふうに考えていただきたいと思います。

3つ目が、これは前にたしか言って、今、建設業の方々が高齢化されているという形で、多分若い方がなかなか入ってこられない。その原因の1つはやっぱり賃金だろうと思うんですね。今問題になっているのは介護職だとか保育職だとかが全然埋まらないと。あれは年収200万円ぐらいからだから、埋まらないのは当たり前なんですけれども、そう考えていくと、若者が建設業に来るためには、後継者が育っていくためには、やっぱり腕がよければ25歳ぐらいでも580万円にいくんだよと。そうすれば、結婚もできて、子どももちゃんと育てられて、奥さんにも褒められる。言い方はおかしいんですけれども、そういうことになるわけで、そういう意味では、若者の賃金を高くするというのは今必要な時代だなと思うんですね。そういう意味では、私は580万円は決して高いと思わないけれども、腕がよければそこになるんだから、若くてもなれるんだと。

しかし、ずっと50になったら上がるかといったら、それは同じままで、多分上がらないんですよ。そういう意味では、早く高く上がる人、腕がいい人は上がってもいいと僕は思うんです。そのかわり、ほかの方はずっとまた階段を上がっていくわけですよね。でも、その階段が上がっていかないんだから、ある程度腕ができたら、そこでずっといくしかないわけです。そういう意味では、早くいった方がいるからといって、その方を多過ぎると言う必要はない。腕がよければ早くいくんだというふうにしていただくと、私は85%でも安いぐらいだと実は思っているんですけれども、夢のある産業にしていくには、せめて公契約の分野では85%。ただし、それができないようじゃ困るというのはもっともな話で、どうやってこの世田谷区でそれを実現していくかというのは、それこそ力を合わせてやっていくしかないかなと思っています。

委員 いい待遇でそういう若い人を雇えるのはすばらしいことだと思うんですが、現実に企業として賃金を払っていく立場として、正直言って、それで会社が成り立つんですかということなんですね。

委員 だから、今一生懸命成り立つようにしましょうよと。

委員 ただ、先ほどレベルの話がありましたけれども、レベル 1 から 4 までランクがありまして、 1 が見習いなんですね。 3 年、 4 年ぐらいすると、もうレベル 2 になっちゃうんです。レベル 2 ということはもう職人なんですね、立派な技能者になるわけです。その人たちが二十三、四でね。

委員 18から始まってね。

委員 二十三、四になって、では、年間480万円もらえますかと。サラリーマンと比べてどれだけの差があるんですか、賞与を見なければ初任給と比べて倍近いわけですよね。そこまで果たして払い切れますかということなんです。

委員 だけれども、それを払えるようにしましょうというのが多分公契約条例の考え方だと思うんですよね。

委員 私からも1つ、85%払えれば、それは本当にいいと思います。私どもも、先ほど 委員がおっしゃったように民間で働いている人もいます。それはそうなのかもしれないけれども、我々の世田谷の建設協同組合はほぼ公共工事なんです。うちの組合員はほぼ公共工事です。その半数以上でやっている会社は世田谷区で食べているんですね。そうした場合に、世田谷区で食べていて、それで、我々は中で今こういうことが議論されているという話も事前にしたんですけれども、70%、85%になったら入らないところが実際に出てくるんですね。今、組合員に話を聞いても、85%だとそこまで払えていないなというところがほとんどです。

ということは、今、組合員で世田谷区でメーンに仕事をしていて、実際に85% 払えないんですね。85%にする目標はいいんです。目標は目標なんですけれども、それとともに入札制度改革をきちんとしていただかないと、85%だけひとり歩きして、チェックシートをかけられてということでは、とてもやり切れないということを何度も言っているんですね。だから、そこについて85%にするならするなりの制度なりなんなりをちゃんと整えていっていただかないと、我々組合員の建設会社はみんななくなっちゃいますということなんです。

例えば今85%とか70%とか、この議論がありますけれども、夜間工事になると労務単価が1.5倍になるんですね。1.5倍の85%ってすごい金額なんですよね。労務費の1.5倍、公共の積算単価が1.5倍掛けるたびに85%。例えば夜間工事だって世田谷区で出てくると思う。そうしたときに、その金額を払ったら夜間工事はできなくなるんですね。土木なんかは夜間工事があります。メーンの幹線道路とかそういうところで85%なんていうと、恐らくガードマンの費用すら払えないと思います。

委員 工事単価が安いということですね。

委員 そうですね。夜間も昼も余りお金が変わらなくて、変わるんでしょうけれども、要するに夜間工事でやる工事というのは、労務単価だけが上がって、

あとの材料から何から、機械なんかは全部変わらないんですね。そうすると予定価格は余り上がらない、ベースアップしない。ただ、労務単価だけが1.5倍になってなんていうと、もう本当に厳しい、さらに入らなくなる工事が出てきちゃうんじゃないか。

委員 夜間工事というのは契約の中に含まれているんですか。

委員 もちろん契約の中に含まれていて、ただ、夜間工事になったからといって経費率は変わりませんから、要するに労働単価だけが上がって、経費率は一緒。夜間工事になると、夜間にかかる経費というのは労務単価以外のところでばんとかかりますので、もう余計仕事ができなくなってくるという事態になるんですね。だから、本当にこの85%というのは、我々が仕事をする範囲が狭まるしかないというのが正直な感じです。

会長 今のところも含めて、8番目、 委員お願いします。

委員 85%ということで、努力目標なんでしょうけれども、70%と併記していただけないかということです。

次の入札制度改革なんですけれども、今、最低制限価格、追記ということで、会長が書いていらっしゃることで基本的にはいいのかと思いますけれども、そこの中で追記していただきたいことだけを書いています。

最低制限価格制度なんですけれども、東京都の最低基準と世田谷区の最低基準は、今もう価格の差が出ております。こういう差ができるだけないように、速やかに同基準に改正してほしいということが1番です。

それとともに間接工事比率も世田谷区と、東京都のほうでは5月2日付で間接工事費の率を変えております。大都市補正の率を変えたりしています。こういった東京都の基準が改正された場合には、なるべく速やかに同じ基準に変えていただきたいということですね。

あと、予定価格を算出する際、先ほども言いましたけれども、適正な入札はやはり10社以上の、これだけ世田谷区に業者がいて、要するに指名業者というか認定業者がいるわけで、その中で10社にも満たない希望者で入札の希望がないということは、今の入札がもうその段階で希望してもしようがないなというふうな基準になっちゃっているんですね。ですので、やっぱりそこはちゃんと10社以上希望して、仕事をやろうという意欲が出るだけの予算を組んでいただきたいということなんです。

東京都なんかでは、入札制度で希望者が少ないと予想される工事については、 その工種の中の単独工種、難しい工種については見積もりを3社以上とって、 こういう歩掛でやりましょうということで、歩掛を3社以上とって、その歩掛 で積算を組んでいる状況があるんですね。そうした見積もり積算方式ですとか、 あとは、例えば直接工事費に一律0.8%掛けた歩掛で積算を組むとか、そういっ た日当たり労働の歩掛試行方式とかいろいろあるんですけれども、そういった方式で歩掛を変えていただきたい。多分積算をしていれば、これは実際に想定している日数というのは、多分歩掛から見れば何平米、何日でやるだろうなということが積算しているとわかると思うんですけれども、それで終わらないということがわかっているにもかかわらず、それで積算しちゃえというような、そういう乱暴な積算の仕方というのが一番の問題なんじゃないかと思っていまして、やっぱりそこの歩掛というものをちゃんと書いていただきたい。

委員 歩掛の歩切りがあるわけですね。

委員 歩切りというか、それが標準積算ということになると思うんですけれども、要するに大型の工事と小さい工事と歩掛は一緒なんですね。そうすると、例えば4.5日かかっても4日分しか入っていないとか、それは歩切りというのか、ちょっとわからないですけれども、そういうことが現状であると思います。ですので、その辺は柔軟に歩掛を変えてもらいたいなということです。

委員のほうから先ほど総合評価ということでお話があったと思う んですけれども、今、現状、世田谷区の工事で総合評価はありますが、ほとん ど機能していないんじゃないかと思うんですね。というのは、地元業者の価格 のポイント差が例えば1点あって、防災協定が1点あって、2点とか3点です ね。そうすると、価格で言うと3%ぐらいにしかならないんですね。要するに 総合評価での意味というのは、ちゃんとやっているところが3%を価格でひっ くり返して仕事がとれるということだと思うんですけれども、要するに応札す る人間が例えば1社、2社だったら、ひっくり返る意味がないんですね。だか ら、ほとんど高札で、総合評価の点数が価格で変わってひっくり返って下の価 格の高いところがとれるというふうなことにはなっていないと思うんです。だ から、それはやっぱり総合評価でかかる仕事もそうですし、普通の工事につい ても、それだけ10社が10社、もう何としてでもとりたいというような工事にな っていないんですね。それがちゃんと10社が10社とりたいという工事になって いて、適正な競争があって、そうすれば、例えば地元で防災協定をやろう、地 元で貢献しよう。それで貢献して3点プラスになれば、3%価格が変わる。そ うしたら、そこで頑張ってというか、工事成績も頑張ってとろう。工事成績を 頑張ってとれば価格でひっくり返せるというふうになれば、ちゃんとこれが機 能する。今は区役所の案件ではほとんど総合評価が機能していないと思います。 だから、そこが一番の問題だと思います。

それとあと、今、10社指名、だから、こういう10社指名でちゃんと10社が希望して、10社がこの仕事をやりたいというような案件にしてもらいたい、そこが一番じゃないかと思いますね。

それとあと、今、世田谷区さんでは道路の維持工事とか道路整備工事、メン

テというような工事なんですけれども、こういう単価契約というのは、うちの組合員もそうですが、地元で労務者を抱えていて、その労務者が1年365日ちゃんと仕事ができるように単価契約をとるわけですね。こういう単価契約をとっている業者がやっぱり地元の業者なんです。こういう地元の業者でちゃんと本店を構えている業者に限定して、単価契約の仕事は出てほしいなというところですね。

あとはクラス分けの話もありますけれども、それは大した話じゃないですが、 一応こんなところを書きました。

委員 1点、1番目の最低制限価格の東京都の算定基準との違いというのは 具体的にはどんな感じですか。

委員 前回資料をお渡ししたんですけれども、今、直接工事費に95%掛けて、 共通仮設費に90%、現場管理費が今、世田谷区は80%だったんですが、今、東京都は90%になっています。そうすると、ここでかなり数%上がるんじゃないかと思うんですね。一般管理費は55%のままです。この55%というのも、今、 国交省のほうではこの55%を上げようという話が出ていますので、それも東京都のほうで順次上がったら、世田谷区さんもこれは上げてもらいたいなということです。

委員 要するに、東京都の算定基準のほうが高くなっているということですか。

委員 そうですね。最低制限価格の算出は今、現場管理費の掛け率が変わっていると思います。

委員 わかりました。

会長 総合評価のところで言うと、世田谷はどんなものですかね。20件あって1件いくか、30件あって1件いくか、逆転するというのは......。

委員 価格の逆転というのは本当に珍しい感じなので。

委員 ないですよね。だから、結局、価格の逆転というのは、ほとんど最低制限価格の近傍に数社が応札して、そこで点数、持ち点の、要するに地元業者であるとか、工事成績がいいとかそういうところで差がついて逆転するというか、価格の仕事がとれるということなんですね。今はそういうふうになっていないんですね。

委員 だから、要素を何にするのかというのとポイント配分を決めるという ことは、実は非常に重要というか、かなり将来にもわたる話ということにはな ると思います。

委員 今、世田谷区のほうでは、工事成績と代理人の要件と、あとは地域の 防災協定、そんなものですよね。

委員 配点が1点と1点、100分の1点。

委員 要するに工事成績と、例えば地域のことだけで言うと防災協定を組んでいるかぐらいなのかな。

委員 環境も何かありましたね。

委員 環境もあったかな。

委員 環境はないと思いますね。

会長 ホームページを見ればあれですが、イメージ的には価格のところで 8 割ぐらいで、地域が 2 割ぐらいで、その中の配点のところで言うと、この価格のところのランク分けをどうしていくのかにもよるんだけれども、そういったところでなかなか変わらない。

委員 今、例えば防災協定とか地域の貢献点で差がつくとすると1点か2点なんですね。そうすると、それは価格で2%ぐらいの価格差なんです。そうすると、2%の価格差がつけば、本当はそこで2%つけばいいじゃないかということなんですけれども、2%以上のところで差がついちゃって、応札するところは応札するし、応札しないところは応札しない、全然それが余り影響していないんです。

委員 そのウエートづけについては、工事の性格なり、機能ごとにある程度変えるみたいなこともやらなきゃいかんということなんでしょうか。それとも一般的にもう比率を決めちゃって……。

委員 一般的にそれは比率を決めちゃって、ただ、そこで出すときの工事が、 1個の工事に対して10社以上の希望者がいて、そこでちゃんと競争をして、ちゃんと予定価格が組まれたものでやればちゃんと利益が出るという工事で、そこで適正な競争をされるというのがやっぱりあるべき姿だと僕は思いますね。

委員 そうすると、ある種の最低要件みたいなものがあって、その上で競争 するということ。

委員 そうですね。そうすると、地元業者でも、例えば同じ地元業者同士の闘いでも工事成績のいいところがとれたりする、やはりそれはいいことだと思うんですね。工事成績がずうっと直近3件の工事がみんな80点以上だったら、そういう点数がぐうっと上がるわけですから、そこでちゃんととれると。

会長 各委員からの話というのは大体わかって、あとは工種であるとか、そこの歩掛を考えるときに、土木で言うと、そこの地盤的なものであるとか、施工のしやすさという言い方のほうがきっといいんだと思うんですが、そういうものというのは基本的には余り考えていなくてぼんと出てくると。実はそこら辺が非常に労賃なんかのところにも反映していくということがあるんだけれども、どこまで見ていくか。ただ、今、東京都であるとか、それぞれがやっている歩掛のところに関しては非常に参考になるところもあるし、世田谷が必ずしも導入していないところもある、そういったものは参考にしていく必要もある

のかなというふうには思っております。

時間が12時を回っておりますけれども、全体を通して何かさらにつけ加えておいていただくこととか、これの後、労働報酬部会のところでもまたいろいろと御議論いただいて、その内容も踏まえて最終的なものは作成していくことになると思いますし、その際、どういうふうに入れ込んでやるかということも、最後の取りまとめのときに議論させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

区のほうは何かありますか。区の考えなんかもあったらばちゃんと出してくださいという話もありましたけれども。

事務局 区のほうのそういった意見もこれから出していきますけれども、私ども事務局で単独で考えられない、あるいは答えられないという部分がありますので、その辺は、今いただいたものを上に上げたり、最終的にはできるもの、できないものとあるのかもしれませんが、事務局で、ここで一任してやれます、やれませんということはちょっとできないもので、いただいたそういう案件については上のほうに上げながら、全体的な形でやっていきたいと思います。

会長 ただ、委員会のあれとしては、できるもの、できないものということで答申を書くことは余り僕は考えていませんので、こうあるべきというか、そういう方向にちゃんと努力しなさいよという形の書き方になりますので、それはいいですよね。

事務局 当然答申ですので、ここでいただいた御議論をまとめていただいて、こういうふうになるべきであるとか、あるいはこれに近づけていくべきであるとか、当然答申のほうはそういう形になろうと我々も思っておりますので、それを上に上げるという形になろうかと思います。

会長 ありがとうございました。ほかはよろしいですか。

事務局 あと1点だけ、事務局のほうからなんですが、今回、こういうさまざまな御議論をいただいている中で、区長のほうが答申の前に、皆さんと意見交換をさせていただきたいという話がありまして、区長のほうからの日程で大変申しわけないんですが、参加できる方、できない方いらっしゃるかと思うんですが、8月4日か5日の午前中ということで今区長のほうから来ているので、御都合がつけば、4日、5日、どちらかの午前中を決めていただいてお願いしたいと思っております。

会長 これは28日に一応答申をまとめていくんだけれども、それを正式に区長に渡す前の意見交換と考えるのか、この4日か5日に答申を渡すのか。

事務局 一応区長のほうからは、答申を受け取る前に、皆さんのちょっと意見をという話ですので、28日が適正化委員会の最後のあれになっていますけれども、この4日、5日というのは、区長のほうから、最終的な答申をもらう前

に、皆さんからちょっと御意見をいただきたいというお話ですので、その答申をこの日に渡すということではなくて、その意見という形で、その辺を区長が聞くという形になろうかと思います。

会長 それで、4日か5日で。

事務局 4日か5日の午前中ということで区長のほうから来ているんですが、皆さんの御都合のほうはどうかなと思いまして。

事務局 時間は1時間程度なんだよね。

事務局 時間としては1時間程度だと思います。

〔日程調整〕

会長 では、5日を中心に。

事務局 時間のほうはどうでしょうか。

会長 10時、11時、9時半。

事務局 そうですね。9時半か10時とか、皆さん御都合があるでしょうから、朝一番というわけにいかないと思うので、10時ぐらいでよろしいですか。

では、8月5日午前10時からという形でちょっと日程を組ませていただきます。その間、また何かありましたらメール等で周知させていただきますので、よろしくお願いします。

事務局からは以上です。

会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。では、第3回の適正化委員会をこれで終了しま す。どうもありがとうございました。